



医療費・介護費の負担を軽減します

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用し、年間の自己負担額が基準額を超えた場合、その超えた金額を支給する「高額医療・高額介護合算制度」が始まりました。該当者には個別に案内しますので、申請手続きをしてください。

平成21年度の支給要件・支給金額
世帯内の国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療制度の加入者全員が平成20年8月～平成21年7月末に支払った医療保険・介護保険の自己負担額の合計が、次の基準額を超える場合は、その超えた金額を支給します。

ただし、平成20年4月～平成21年7月末の16か月間の自己負担額が、カッコ内の基準額を超える場合は、その超えた額と上記の支給額を比べ、大きい額を支給します。
※ 同じ世帯でも、それぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。

申請手続き

平成21年7月31日（基準日）に松前町の国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入していた人で、対象となる被保険者には12月ごろにお知らせします。

なお、基準日に他の医療保険に加入していた人は、加入していた医療保険者へお問い合わせください。

70歳以上の人・後期高齢者医療制度加入者		
①	高齢受給者証の負担割合が「3割」となっている場合	67万円 (89万円)
②	世帯員全員が市町村民税非課税の場合	31万円 (41万円)
③	②のうち、世帯員全員の所得が一定以下*の場合 ※年金収入80万円以下など	19万円 (25万円)
④	①②③以外の場合	56万円 (75万円)

70歳未満の人		
①	世帯員全員の合計所得が600万円を超える場合	126万円 (168万円)
②	世帯員全員が市町村民税非課税の場合	34万円 (45万円)
③	①②以外の場合	67万円 (89万円)

例

夫婦2人世帯
(ともに72歳・市町村民税非課税)
1年間で医療保険25万円、介護保険25万円を支払い、年間の負担が50万円



年間50万円を支払った後、申請をすれば基準額31万円（世帯員全員が市町村民税非課税の場合）を超えた19万円が戻ってきます。

問

保険課医療保険係

☎ 985-4107

介護保険係

☎ 985-4115

町県民税 各種保険料(税) 特別徴収(年金天引き)について

- **町県民税** ● 4月1日現在で65歳以上の年金受給者のうち、住民税の納税義務のある人は、10月支給分の年金から町県民税の特別徴収が始まります。
- **各種保険料(税)** ● 介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険税を特別徴収で納めている人は、8月で仮徴収が終了し、10月より本徴収が始まります。また、7月・8月・9月は普通徴収の人でも、10月より特別徴収が始まる人もいます。
- **共通** ● いずれも対象者には、6月から7月にかけて通知書をお送りしていますのでご確認ください。なお、特別徴収は翌年度も引き続き行われ、平成22年4月・6月・8月に納める金額は、平成22年2月に納める額と同額です。

支払月	21年度						22年度		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月
徴収区分	仮徴収または普通徴収			特別徴収(本徴収) 平成21年度税(保険料)額 - 徴収済額			特別徴収(仮徴収) 平成22年2月に納める額と同額		

問 税務課町民税係 ☎985-4110
保険課保険料係 ☎985-4227